

[事案 27-141] 慰謝料請求

・平成 28 年 1 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

特定疾病年金について、保険会社の返還理由の説明が不十分・不適切であったとして、慰謝料の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 22 年 7 月 1 日に契約した 5 年ごと配当付終身保険について、以下の理由により、慰謝料を支払ってほしい。

- (1) 保険会社の担当者は、特定疾病年金について返金の必要はないと説明したが、その後、返金を求められた。
- (2) 被保険者が死亡してから特定疾病年金の支払日まで 10 日間あり、その間に電話でも説明があれば嫌な思いをしなかった。
- (3) 約款を見せた上での説明がなかった。
- (4) 半年以上、何の連絡もせず誠意が感じられない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 当社の担当者が特定疾病年金について返金の必要はないと説明した事実はない。
- (2) 当社は申立人に、再三再四、説明を行っており誠意に欠けることはない。
- (3) ご契約のしおり、設計書、保険証券に同封された説明書においても、特定疾病年金は、被保険者が生存している場合に支払われるものであると記載されている。
- (4) 仮に説明に稚拙な点があったとしても、精神的損害が生じるような違法行為はなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人は、事情聴取の実施を希望しなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社の担当者において、慰謝料の請求が認められる程の落ち度、不適切な対応等があったとは認めることはできず、また不誠実であったとすることはできないこと、およびその他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規定第 37 条にもとづき手続を終了した。